



稲敷市

議会だより

第11号

発行日/平成20年2月1日

一般質問

みんなの知恵を！
市長の目線は…？
お米1俵2万円で、中国へ輸出は？
混ぜればゴミ、分ければ資源。

定例会	P 2
一般質問	P 5
常任委員会の審査経過と結果	P12
常任委員会視察報告	P14
編集後記	P16

下水道使用料金を改定！

平成19年第4回 稲敷市議会定例会

第4回稲敷市議会定例会は、12月4日から14日までの11日間にわたり開かれました。

開会日に、市長から条例の制定・改正案9件、各会計の補正予算案10件、市道の認定案1件の計20案件及び請願1件が提出されました。各議案については常任委員会に付託され慎重な審査が行われました。

最終日には、各常任委員長の報告の後、発議3件が追加提出され、いずれも原案のとおり可決されました。

議案番号	件名	内容	付託委員会	審議結果
議案第100号	稲敷市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の制定について	指定管理者制度を導入し「法人その他の団体」に施設の管理に関する権限を委任するため制定するもの	総務	原案可決
議案第101号	稲敷市障がい者センターハートピアいなしきの設置及び管理に関する条例の制定について	平成20年4月に「ハートピアいなしき」を開所するにあたり制定するもの	教育福祉	原案可決
議案第102号	稲敷市水道事業の設置等に関する条例の制定について	平成20年4月1日から、市内の上水道事業及び一簡易水道事業を統合することに伴い必要事項を定めるもの	産業建設	原案可決
議案第103号	稲敷市給水条例の制定について	平成20年4月1日から、事業統合に伴い必要事項を定めるもの	産業建設	原案可決
議案第104号	稲敷市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	市の投票管理者・投票立会人の報酬額の改正と地域自立支援協議会委員の報酬を新たに定めるもの	総務	原案可決
議案第105号	稲敷市職員の給与に関する条例の一部改正について	職員の給与月額表の一部引き上げ、扶養手当額及び勤勉手当支給率の改正	総務	原案可決
議案第106号	稲敷市国民健康保険税条例の一部改正について	平成20年4月より国民健康保険税の特別徴収をするための改正	市民生活	原案可決
議案第107号	稲敷市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	料金体系の統一による使用料の改正	産業建設	原案可決

議案番号	件名	内容	付託委員会	審議結果
議案第108号	稲敷市下水道条例の一部改正について	料金体系の統一による使用料の改正	産業建設	原案可決
議案第109号	平成19年度稲敷市一般会計補正予算（第3号）	予算の総額を182億3069万8千円とする	各常任委員会	原案可決
議案第110号	平成19年度稲敷市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	予算の総額を54億9653万1千円とする	市民生活	原案可決
議案第111号	平成19年度稲敷市老人保健特別会計補正予算（第3号）	予算の総額を45億8517万4千円とする	市民生活	原案可決
議案第112号	平成19年度稲敷市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	予算の総額を4億3406万1千円とする	産業建設	原案可決
議案第113号	平成19年度稲敷市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	予算の総額を21億3242万6千円とする	産業建設	原案可決
議案第114号	平成19年度稲敷市介護保険特別会計補正予算（第2号）	予算の総額を23億252万9千円とする	教育福祉	原案可決
議案第115号	平成19年度稲敷市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	予算の総額を3732万6千円とする	産業建設	原案可決
議案第116号	平成19年度稲敷市江戸崎地区水道事業会計補正予算（第1号）	収益的収入及び支出の補正 支出合計：3億6120万3千円	産業建設	原案可決
議案第117号	平成19年度稲敷市新利根地区水道事業会計補正予算（第1号）	収益的収入及び支出の補正 収入合計：2億1139万4千円 支出合計：2億1139万4千円	産業建設	原案可決
議案第118号	平成19年度稲敷市東地区水道事業会計補正予算（第1号）	収益的収入及び支出の補正 収入合計：3億8249万7千円 支出合計：3億8249万7千円	産業建設	原案可決
議案第119号	市道路線の認定について	堤防沿いの道路舗装計画に伴い認定するもの等、5路線	産業建設	原案可決
発議第7号	道路整備の推進と財源の確保に関する意見書について	提出者：埜口正雄	—	原案可決
発議第8号	公共工事における賃金等確保法（公契約法）の制定を求める意見書について	提出者：柳町政広	—	原案可決
発議第9号	稲敷市議会だより編集特別委員会の設置に関する決議	提出者：堀口正良	—	原案可決

請願の審議結果

受付日	件名	提出者 住所・氏名	付託委員会	結果
H19.5.14 請願第3号	公共工事における賃金等確保法（公契約法）の制定を求める請願	稲敷市江戸崎甲2148-2 稲敷地区建築組合連合会 会長 有坂 進	総務 常任委員会	採 択
H19.9.3 請願第6号	稲敷市政治倫理条例の制定に関する請願	稲敷市伊佐津3275-2 池田 信正	総務 常任委員会	不 採 択

道路整備の推進と財源の確保に関する意見書

稲敷市は、茨城県の南部、東京から 60km 圏に位置し、人口約 5 万人の農業を主たる産業とする市であり、『みんなが住みたい素敵なまち』を将来都市像として、地域間の交流・連携による活力あるまちづくりや安心して安全に暮らせるまちづくりを推進しているところである。

しかし、当市は、鉄道もなく日常生活は自動車交通に依存せざるを得ないのが現状であり、市内の道路は、改良率が 53.2%と低いうえ、災害時の緊急車両が通行できない箇所、歩道のない箇所、幅員狭小箇所などの危険な箇所が多数残ったままとなっている。また、市内を縦横断する幹線道路については、特に朝晩に著しい交通渋滞が発生しており、市民の安全で快適な生活に大きな支障をきたしている。これらを解消するための早期整備が強く望まれているところである。さらに市道の維持管理においては、今後、老朽化した橋梁が急増し、維持修繕費の増大が見込まれる。

このような中、稲敷市では毎年、道路特定財源に加えて多くの一般財源を投入し、道路整備を行っている。そこで、国においては、以下の施策を講じられるよう、強く要望する。

記

1. 道路特定財源については、暫定税率の適用期間を延長し、道路整備のための安定的かつ確実な財源として確保するとともに、地方が真に必要な道路整備を行うため、地方公共団体への配分割合を高めること等により、地方公共団体における道路整備財源の充実に努めること。
2. 交通の安全性と利便性の向上を図るために国道 125 号バイパスを早期に整備すること。
3. 通学の児童生徒や一般歩行者の安全の確保を図るために国道 408 号の歩道を早期に整備すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 19 年 12 月 14 日

茨城県稲敷市議会議員 宮本 隆典

(提出先)

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 国土交通大臣 財務大臣 経済財政政策担当大臣

公共工事における賃金等確保法(公契約法)の制定を求める意見書

今日、デフレ経済のもと建設投資全体が落ち込み、ダンピング受注競争も激しく、公正な元下取引の最低ルール(書面契約)さえ無視され、指値発注が蔓延し、建設現場で働く職人や労働者の労働条件・賃金が大きく切り下がり、生活危機がさらに深刻化している。

生活していくための賃金・労働条件が「市場任せ」に放置されるのではなく、とりわけ公共工事の現場において、現場で汗して働く建設労働者の最低限の生活をささえる賃金、労働条件が確保されることがどうしても必要と考える。また、これによって建設産業の健全な発展と公共工事を含む建設生産が適正に行われる条件となることが期待されている。

1949 年 ILO(国際労働機関)で「公契約における労働条項に関する条約」が決議されており、この趣旨を生かした公共工事におけるルールが必要である。

すでに、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が全会一致で成立し、参議院で「地域雇用と経済をささえる優良な中小・中堅建設業者の受注機会が確保されるよう配慮するとともに、建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるよう努めること」の付帯決議も採択されている。

よって政府においては、生活するための建設労働者の賃金を、資材や商品と同じ市場にならべるのではなく、賃金を底支えする制度となる「公共工事における賃金等確保法」(公契約法)の制定を検討するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 19 年 12 月 14 日

茨城県稲敷市議会議員 宮本 隆典

(提出先)

内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣 国土交通大臣 衆議院議長 参議院議長

一般質問

第4回定例会には、7名の議員が市政全般にわたり一般質問を行いました。
質問と答弁について、要旨を紹介します。

みんなの知恵を！

根本 保護 議員

質問

「私の改善提案」制度の導入について

私は以前、操業間もない住友金属鹿島製作所で働いた事があり、そこでは事務職から現業職に至るまで、一人毎月一件の「改善提案書」の提出が義務付けられていました。当時の社長はよく「企業は人なり」と話しており、思えば企業も地方公共団体（市役所）も、その組織を動かすのは人であります。いかに人材育成が大切であるか、今更ながら思わずにはいられません。

そこで私は、この様な体験から、稲敷市においても市政活性化の一助として、「私の改善提案」制度を設け、それを義務付けてはどうか提案するものです。この制度を設ける事により、それぞれの職員が、常に普段の仕事に対する取り組みに疑問を感じた

り、問題点に気を使う様になり、それが自ら職場の改善点に結び付くことになるのです。そこで首長を始め、執行部の皆さんには、第一線で働く職員の一人一人から寄せられた、改善提案や意見に対して、それらと真摯に向き合い、耳を傾ける、そういう度量が求められます。この「私の改善提案」制度が、職員のみならず、やがては全市民参加型の制度に発展する様なになれば、市政の活性化、更には市民サービスの向上にもつながるものがあると思われま

答弁

早い時期に導入したい

■市長

市では、職員提案制度の創設に向け、初期段階として、8月から全職員にパソコンを通して、職員が匿名で自由に意見が発言できる場として、フォーラムを開設しました。フォーラムは開放された会議室の様なもので、職員が自由に入室し意見を述べることができ、会議の形態をパソコンで書き込むことができるものです。具体的には自由に議題を提案し、それについて意

見を寄せる方法で、活発な意見の交換ができ、職員自らの発想でさまざまな提案をすることにより、幅広い意見の集約が期待されるものです。また匿名での投稿も可能としたのは、個人や役職等を明らかにした状況では、自由な意見交換に影響を与えたり、また個人の保護等を理由として、このフォーラム等を活用して、自分の意見や提案を積極的に発言できる機会を確保すると共に、職員の意識改革を図り、早い時期に職員提案制度に移行させて、職員一人一人のアイデア、そして創意工夫を政策等に取り入れて、市政のさらなる発展を目指して行きたい。



企業の優遇措置はプラス

黒田 正 議員

質
問

市内の企業又は事業所に対する
支援について

現在、市内の企業、事業所に対する優遇措置として、条例化されている稲敷市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例と、農村地域工業等導入促進法がありませんが、期限付きの制度となっています。

課税の優遇措置とは市にとつては、一時的にマイナスのように見えるが、長い目で見ればプラスになることは間違いなく、企業支援として延長できるものは延長し、産業活性化に資するべきだと考えます。また、市独自の条例である課税免除条例についてもさらなる延長についてお伺いします。

答
弁

魅力ある制度の
構築を

■市長

農村地域工業等導入促進法の今後の対応と、企業への優遇措置等は、平成20年3月31日までの期限となっており、県の産業活動の活性化及び雇用機会のための

の県税の特別措置に関する条例と、稲敷市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例も、平成21年3月31日で効力を失うことになっていきます。しかし、産



筑波東部工業団地

業立県を目指し、積極的に企業誘致を推進している茨城県にとりましても不可欠な条件であり、期限延長の措置は当然あるものと思われ、期限延長の措置等につきましても、農工法も含め、国及び県等の関係機関に強く要望をしたいと思います。

企業誘致と合わせ、経営の安定化や技術の向上、規模拡大のための基盤強化など、目的とした支援策の拡充を進め、各関係機関と連携をして活性化を図り、企業の皆さんに魅力ある制度の構築を目指していきたい。

質
問

給食費の未納に
ついて

給食費の未納については、見過ごすことのできない問題であります。現在の各地域の状況について、また未納金の対応、さらには給食費自体の納入方法の見直しについては給食袋の手渡し等の検討についてお伺いします。

答
弁

十分検討します

■教育長

今年度10月末現在で未納額が約694万円で、江戸崎地区が82%、新利根16%、東地区が2%、桜川地区は0%となっています。未納者に対しては、電話、催告書、家庭訪問を行っており、学校、教育委員会がより一層の連携協力し、積極的に未納解消に努めていきます。

また納入方法は、口座振替の維持を基本に十分検討します。

線引きの見直しは…

遠藤 一行 議員

質問

都市計画の見直しについて

平成当初、市内では様々な乱開発が進められ、インフラ整備が追いつかず生活に支障が現れ、その結果として江戸崎、新利根地区では線引きが行われました。現在では、開発への法的な縛りが多く、住宅建築や店舗出店等の要望があるものの、許可が難しい状況です。

今後、圏央道は平成20年度の仮称江戸崎ICの完成や、平成24年度の東関東自動車道との接続が予定され、当市はつくば市と成田市の中継地点として多大な開発効果が予想されます。

そこで、平成6年に施行された両地区の線引き後の現状について、また予定している市内2箇所（IC）開通や成田市との隣接に係わる物流と人口集客について、伺います。

答弁

都市計画全体の見直しと地域振興計画を実施予定

■市長

現在当市は、線引き制度を導入した江戸崎、新利根の稲敷東部台都市計画区域と、線引きをしていない桜川、東の稲敷東南部都市計画区域との制度の異なった2つの区域に分かれています。昨年度は、都市計画基礎調査を実施し、本年度は都市計画基本方針の検討として、基礎調査を踏まえた線引きの必要性を検討するための条件整理等を行ってまいります。また、来年度から2ヶ年をかけて都市計画マスタープランの作成と、都市計画全体の見直しを行う予定です。

今後は、開通効果を最大限に活用して、企業誘致の組織体制を強化し、優良企業の誘致を進めます。特に県南開発公社の江戸崎工業団地については、県との綿密な連携を図

り、立地促進を進めていきます。また、地域産業の活性化とともに、市独自の歴史的資源や自然的資源を活用した観光ルートを形成し、市外からの集客を推進していきます。さらには、周辺市町村や県との連携を強化して、稲敷市観光振興計画の策定を予定しています。

質問

柴崎橋について

柴崎橋は幅員が5mと狭く、さらに橋の取付け部分が大きくカーブしています。また、土地改良区の柴崎堰が平行に設置され、堰の管理棟が橋の付け根付近に位置しているため見通しが悪く、車両等の通行により、子どもや高齢者にとっては危険な状態です。

この橋は通学路でもあり、保護者の方が立しよう指導を行ってまいります。現在のところ大きな事故はおきていませんが、近年は通行量が多くなっています。

早期の対応として、側道橋の設置等について、市の考えを伺います。

答弁

歩行者の安全を考え早期に検討

■市長

効率的で効果的な幹線道路の整備を推進するための、道路整備マスタープランを作成しています。その中でも、この路線については整備推進路線としており、補助事業の採択に向け早期に調査や、測量業務が実施できるよう検討していきます。

■再質問

橋の設置後に、道路の改良工事等が行われ幅員が広がり、さらに危険度が増しています。また、橋の両側の道路には歩道がありません。側道橋との一体的事業を行ってはどうか伺います。

■答弁 産業建設部長

橋が建設された当時と現在では、車の通行量に大きな差があります。現時点では、橋の架け替えではなく側道橋の建設が考えられますが、測量調査等の検討協議をし、歩行者の安全を図れるよう対策を考えていきます。また、側道橋を設置する場合の整備については、道路の線形や歩道を視野に入れ、安全を確保した形で施工したいと考えています。

市長の目線は…?

平山 寧 議員

質問

行政サービスについて

高城市政発足2年、市制移行後、市民から不満の声が出ている。その中から二例を挙げると、

①地域によって上水道が引けない。

②下水道が引けない。

納税している市民には均しく行政サービスを受ける権利があると思うが行政サービスの原則は何か、サービスを受けられない住民の扱いをどうするか、市長の考えをお尋ねしたい。

答弁

市長の基本姿勢は、弱者に光を当てること

■市長

市長就任以来、一貫して弱い立場の人々に政治の光を当てることが、政治の原点と考えています。地方分権時代に即応した市民参加による新しいまちづくりを目指して、市

質問

市の環境保全について

政運営、行政サービスの向上に努めたいと考えており、策定した稲敷市総合計画に掲げた目標等を確実に達成していくことが、今後の市政運営の基本であり、最大のサービスにつながると思っています。

四町村合併前に、不法投棄が行われ、未解決のまま現在に至っているところがある。

その一つに阿波地区のメナシ(免ナシ)と呼ばれている田圃(はたけ)の一面に、得体の知れない堆積物があり、近くに住む住民や隣接する田の耕作者は、有毒物が有りはしないかと不安を感じながら暮らしています。

この様なものをどう処理していくかお尋ね致します。

また、旧桜川村四箇から神宮寺にかけての道路沿いに松の立枯れが多く、倒木の危険性、他の健康な松への伝染病

の対策を尋ねたい。

答弁

環境保全の基本方針・原則

■市長

不法投棄されたものの処理については合併前後にかかわらず、原則土地所有者等の管理者が行う義務があります。所有者等の管理者に対し、その責任において不法投棄物を撤去し、投棄されないように侵入防止策をとるよう指導しています。また、市で処理するのは、原則として道路など市所有地に限定しています。

松の立ち枯れの処理ですが、市道の道路敷地に樹木が自生している場合の立ち枯れや、倒木の危険がある場合は、市で対応しています。

質問

農業問題について

・最近の米価下落は、農家にとって経済的打撃が大きい。市としての対策は何か。

・市の耕作放棄地522haについて美観面、防火面からの対策と有効な利用策は何か。

・農業従業者の高齢化と米価下落は農業後継者の減少を招く。明るい展望を示して欲しい。

答弁

指導と補助金を…

■市長

耕作放棄地について、人家に近いものは土地所有者に草刈等、適切な管理をするよう指導を行なっています。

米価下落対策としては、担い手の経営安定を図るため、品目横断的経営安定対策への加入(現在227名)と、小規模農家へは市独自の補助金(米価下落対策補助事業)を実施しています。

耕作放棄地の対策としては、ふれあい農園の開園や、特定法人貸付事業、放牧実証事業などを実施しています。



だれでもなれる防災士

大湖 金四郎 議員

質問

防災士育成について

災害発生時に、消防などの公的支援が到着するまでの間、地域や職場で人命救助や避難誘導に当たるのが、防災士です。

初期対応力が向上することにより、災害をより小さくすることが出来ます。資格を取得するには民間の機関で研修や講習を受け、試験によって取得するものですが、各地の自治体も育成に本腰を入れ始め、茨城県でも防災士養成事業を実施しているところで、市としての取り組み、計画等についてお伺いします。

答弁

広報紙やホームページで案内

■市長

市でも防災リーダー育成の取り組みについて、県が実施している茨城防災大学への入校の案内を、広報及び市のホームページ等を活用して行っているところです。この



講座の中では、防災に関する幅広い知識と、そしてまた技術を身につける講義実習等が行われます。またこの講座を終了された方には、防災士試験の受験資格が与えられるようになります。

今後の防災対策の取り組みとしては、災害の防止と災害発生時の被害軽減を図るために、市や防災関係機関のみならず事業所等を含めた、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要であると考えています。

また、現在の稲敷市における防災士の人数は4人です。

質問

コミュニティセンターの今後は？

江戸崎にある四つのコミュニティセンターの取扱いについてお伺いします。

- ①利用度が少なく、廃止の方向になっていると聞いていますが、市としての考えは。
- ②市民にアイデアを募り、有効利用を考えてはどうか。

答弁

有効的な活用を検討

■市長

今後の取り扱いについては、君賀コミュニティセンターにつきましては、シルバー人材センターの事務所として、また高田コミュニティセンターにつきましては、児童館として活用する方向で検討を進めています。沼里及び鳩崎のコミュニティセンターにつきましては、当面は現在の利用形態を維持していく事になりますが、市民の方々のアイデア等を募るといったことも一つの方法かと考えています。また一方で、各施設とも建築後13



年から15年が経過しており、多額の修繕費等を要することが予想されることや、土地については君賀を除き沼里、高田、鳩崎の3ヶ所は借地になっっている課題もあります。今後、計画的かつ有効的な活用方を検討していきたいと考えています。

お米1俵2万円で、中国へ輸出は？

浅野 信行 議員

質問

稲敷市の農業について

農家の皆様から「今の機械が駄目になったら農業をやめるしかない」、「あと五年もつか」など、米作りに不安を持った意見が多数あります。

そんな不安を解消するため、今年から「品目横断的経営安定対策」が導入されました。

稲敷市の「品目横断的経営安定対策」の実態はどうなっているのか。集落営農組織の加入が少ないと聞いたが、どのくらいか、お伺いします。

また、これからの稲敷の農業、特に稲作をどの様にしていくのか。地域水田農業推進協議会が定める「地域水田農業ビジョン」はどの様になっているのか。

そして小規模農家に対する支援策はあるのか、お伺いします。

これからは、販売戦略が大事であり、一俵二万円以上で販売できれば農業問題はほぼ解決できると思います。

中国に一俵二万円以上の販売先が確保できれば農家の不安は解消でき、後継者も育つ

など、これからは産地自ら活路を切り開いていく必要がある、関係機関と良く検討していただきたいと思いますが、市としての考えをお伺いします。

答弁

市独自で予算を計上

■答弁 産業建設部長

「品目横断的安定対策」の実態は、19年度当初加入で227名です。(米・麦・大豆を含む)面積は、米1051ヘクタール(221名)、麦554ヘクタール(55名)、大豆156ヘクタール(24名)となっております。

集落営農組織の加入は、米・麦・大豆において、3集落農業組織が加入しています。(根本・伊佐部・六角)

稲敷市の稲作農業の推進は、既存の3推進協議会の組織を中心として、「安全・安心な



米づくり」を推進、PR活動を通じて販路拡大を図っていきます。

特に小規模農家の支援策については、今年から市独自の補助金として「米価下落対策補助事業」として8267万円の予算を計上し、支援をしていきます。

質問

金婚式について

昨年までであった金婚式のお祝いがなくなったのは、どういう事なのか。

良いことは残して欲しいと思いますが、市としての考えをお伺いします。

答弁

廃止となります

■答弁 保健福祉部長

金婚式については、「合併事務調整」において、新市において協議する事項となっていました。

市になって、従来からの事業の見直しと共に歳出削減を目指す財政計画もあり、その対象となっていた事業です。

市となった初年度の17年度は、金婚式の開催と記念品贈呈。

2年目の18年度は、式典を行わず記念品のみを贈呈。3年目の今年、19年度は記念品の贈呈も廃止し、金婚式事業は廃止をしました。

混ぜればゴミ、分ければ資源。

山本 祐子 議員

質問

粗大ゴミ回収について

捨てればゴミ、再利用すれば資源になる粗大ゴミも、リサイクル法成立後は、特に不法投棄が目立ちます。所得格差もさることながら、マナー違反も手伝って稲敷市のみならず、全国的な大きな問題です。粗大ゴミの回収方法は各自治体で異なり、ごみ減量化に伴い有料の自治体もありますが、当稲敷市は無料ですが、合併以前は地域ごとに持ち込み場所がありました。合併後は旧4町村で1カ所ずつとなり、高齢者世帯で車のない方は、持ち込み場所が遠くなり困っています。

答弁
関係機関との検討も

■市長
粗大ごみは収集しないゴミになっており、各自で江戸



崎地方衛生土木組合への持ち込みが基本です。市ではサービスの一環で、年4回無料での収集を行っており、今年度の収集量は194トンで、約1000万円の経費を要しています。

高齢者世帯に対し、シルバー人材センター等に依頼するのも一つの方法と考えています。また、行政区単位で収集運搬を行なっている所もあり、運搬手段のない世帯にとつ

傍聴アンケートの結果

○傍聴して感じたこと

- *意外と傍聴席数が少ない。議会場が狭い。今回だけかと思いますが傍聴者の少なさが目立ち市政治への関心がないのかと感じました。
- *たら、れば、努力する、指導する、等々の回答が多いのではないかと。
- *議員席の木札?の氏名を傍聴者にもわかるよう両面に記載してはどうか。欠席者の木札は倒しておくべきではないか。
- *傍聴席のイスが低すぎます。もしくは机が高すぎます。メモを取りづらい、とくに年配の方は大変そうでした。
- *各委員会の説明がされておりましたが資料がない為良くわからなかった。
- *議案及び請願に対し説明が良くわかる。審査の結果等、資料等有ればもっと良い。

○傍聴された人数

12月 4日	0人
12月 6日	13人
12月 7日	0人
12月 14日	5人
計	18人

○傍聴した回数

初めて	11人
2～3回	3人
4～6回	2人
7～10回	—
11回以上	—

では大変有効な方法で、地域コミュニティの醸成にもつながると期待したいです。近隣の市町村では、ごみ処理を有料の自治体もあり、本市でもごみ処理経費等は増加の一途で、新しいサービスを実施するには、新たな財源が必要です。ボランティア活動等の育成や関係機関ともよく検討していきたい。

○傍聴者の年齢層

20歳代	1人
30歳代	—
40歳代	1人
50歳代	1人
60歳代	11人
70歳代以上	2人

総務常任委員会

委員長 柳町 政広

議案第100号、稲敷市公施設の指定管理者指定手続き等に関する条例制定について。委員から指定期間や、住民サービス向上を最優先し、指定には十分精査をし、なお指定には、議会の議決が必要。

議案第104号稲敷市特別職の職員で非常勤の報酬及び費用弁償条例の一部改正について。本案は、国政選挙等で投票所の投票管理者、投票立会人等の報酬額改正と地域自立支援協議会委員の報酬額を定めるもの。

議案第105号稲敷市職員の給与と条例の一部改正について。人事院の改定に基づき、扶養手当額、勤勉手当支給率の引き上げ。

議案第109号稲敷市一般会計補正予算、第3号のうち、当委員会所管部分について。

主なものは、参議院議員選挙費、小野川地区土地改良区総代選挙費の執行経費が固まったことにより、減額補正とするもの。

とにより、減額補正とするもの。

審査の結果、3件とも全会一致により原案のとおり可決しました。請願第3号公共工事における賃金等確保法の制定について。本案は、第2回定例会に付託され3回審査。公共工事発注システムに関わる問題ではないか、適正な賃金確保はなされるべき等活発な議論がなされました。採決の結果、願意妥当を認め、全会一致で採択決定しました。

請願第6号稲敷市政治倫理条例の制定について。委員から本市には、政治倫理を踏み外す土壌はなく、時期尚早では。憲法で平等、職業の自由が守られており、個人の分野まで条例で踏み込んでいいのか。また改選前、議員発議により特別委員会を現議員も加わり立ち上げたが、策定に至らなかった等、活発な議論がありました。採決の結果、願意不相当と認め、不採択とすることに決定しました。

議案第109号 平成19年度稲敷市一般会計補正予算の内、生活環境課所管では消防施設整備事業で、消防機庫、防火水槽、消火栓格納箱等の補正ですが、

市民生活常任委員会

委員長 木内 義延

今期定例会において当委員会に付託された議案は4件であります。主な議案を報告します。

まず議案第106号 稲敷市国民健康保険条例の一部改正については、政令の施行に伴い、本市の条例の一部を改正するものです。内容は、平成20年4月から国民健康保険税の特別徴収を実施するものです。対象者は65歳以上の世帯主で、年金給付を受けている国民健康保険の被保険者です。また年金から徴収するため、対象者の抽出と仮徴収額を平成20年1月に社会保険庁等に報告しなければならぬため、今期定例会に上程されました。現在、抽出作業中なので何名位該当するか不明ですとの説明がありました。

議案109号 平成19年度稲敷市一般会計補正予算の内、生活環境課所管では消防施設整備事業で、消防機庫、防火水槽、消火栓格納箱等の補正ですが、

財源として4割分を成田国際空港周辺対策補助金を見込んでいる、との説明です。ごみ集積所設置補助金、合併浄化槽設置助成事業で増額補正がありました。ごみ集積所については、15戸以上に一ヶ所が原則であり、区長を通じての申請になります。江戸崎地方衛生土木組合、生活環境課、区長の三者で現地確認を行い対応している、との説明でしたが、高齢化や集積所までの距離等を勘案し、柔軟な対応を要望する意見がありました。

議案110号 平成19年度国民健康保険特別会計補正予算は療養費の増額補正と、一般被保険者保険税還付金の増額ですが、過年度分の税の減額があった場合に、これを還付するものです。今年度は例年より多かった、との説明です。

以上の議案を含めて4議案とともに審査の結果、全会一致により原案可決すべきものと決定しました。

教育福祉常任委員会

委員長 高野 貴世志
付託された議案3件について、主な審議の経過と結果を報告します。

議案第101号 稲敷市障がい者センター「ハートピアいなしき」の設置及び管理に関する条例の制定については、平成20年4月から開所するに当たり、必要となる施設の設置や管理に関する条例を定めるものです。

議案第109号 平成19年度稲敷市一般会計補正予算（第3号）のうち、社会福祉課では、通所サービス利用促進事業の補正は、法改正に伴う激減緩和措置として、通所施設、授産施設への送迎サービスを実施するためのものです。また地域自立支援協議会の活動内容について質疑があり、法律により設置が義務付けられているもので、障がい者の方が共に暮らせるため地域づくりなど、様々な支援と実践的活動を行う組織です。との答弁がありました。児童福祉課では、法改正により3歳児未満の児童手当が、5千円から1万円に増額となったことに伴う補正です。また江戸崎第1保育所

では、0歳児保育の受入れをすすめるために要する経費の補正です。との説明がありました。教育総務課では、継続費の補正と地方債の補正については、幼保一元化施設新築工事に係るもので、実施設計が5ヶ月間要すること、また測量調査等の事業費が合併特別債を適用すること等の説明がありました。学校教育課では、国からの新規事業に伴う市内3校分の事業費の計上について説明がありました。また新利根幼稚園に給食を導入するため、現在、関係各課と協議をしている、との報告がありました。

議案第114号 平成19年度稲敷市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、歳入では、介護給付費の支払見込みが1100万円減額となるために、国の負担分を減額する。また歳出では、保険給付費に過不足が見込まれるものに対する補正について説明がありました。審査の結果、付託されたすべての議案については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

産業建設常任委員会

委員長 埜口 正雄
当委員会へは、議案12件が付託され、12月10日に審査を行いました。主な議案の審査の経過及び結果を報告します。

議案第102号稲敷市水道事業の設置等に関する条例の制定であります。平成20年4月1日に江戸崎地区、新利根地区、桜川地区及び東地区の水道事業を統一することに伴い、条例の全部を改正するものです。

議案第103号稲敷市給水条例の制定であります。事業統合に伴い、水道事業の給水について、料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するため必要な事項を改正するものです。

議案第107号稲敷市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正、議案第108号稲敷市下水道条例の一部改正についてであります。下水道料金の基本料金を排除汚水量、10立方メートルまで、

1500円に改定し、人数制を採用している江戸崎、桜川、東地区の汚水を流した量に応じて料金を支払う従量・累進制に改正するものです。条例の施行日は20年4月1日になります。ほか、8議案についても執行部より詳細な説明を受け、活発な議論を行い審査の結果、全議案全会一致により可決すべきものと決定いたしました。

委員会閉会后、江戸崎公共下水道江戸崎終末処理場の現地視察を行いました。



研修日：10月22日～24日
視察先：福岡県北九州市、
大分県豊後高田市、
大分県由布市

北九州市では、門司港地区のまちづくり事業と、施設見学を行いました。門司港レトロ地区におけるまちづくり事業について、市当局からの説明では、昭和63年のふるさと創生事業に基づいて力を入れ始め、当初は20万人ほどの集客が、大河ドラマ「義経」の影響によって年間200万人を超え、さらに観光振興を行うようになった、との説明がありました。また、対岸の山口県下関市とは、関門海峡を中心とした観光振興を推進するため、行政の枠を超えた協同組織を設置して、統一的なプロモーションの展開や観光客誘致促進等の連絡協議会を毎月1回行っていました。

大分県豊後高田市では、「昭和の町」のまちづくり事業を研修しました。中心市街地活性化基本計画や都市再生整備計画など、すべての計画をリンクさせ、まちづくり交付金を活用している説明を受けました。成功した背景には、①商工会職員、行政職員、店主らが9年間議論を重ねたこと②独創的アイデアを持ったカリスマ的人物がいたこと③市長が元県商工労働部長で、観光振興に精通していたこと④都市再生整備計画に対

総務常任委員会 視察研修報告

【「まちづくり交付金事業」等の 調査研修について】

し、市長や商工会長が陣頭指揮を取り、一体的に進んだこと、などの経緯があった。「昭和の町」は、民間的手法を採用し、第3セクターで運営しており、売れるものは業務提携するが、売れないものは売らない戦略的観光を実施していました。今後は、周辺の観光地を結ぶ広域観光を目指す、との説明を受けました。

大分県由布市では、「コミュニティバス運行事業」の取組みについて研修しました。合併の際には、重点事業の市内循環バス運行に対する導入方針を策定し、平成18年度には5000人アンケートを実施、内2000人については65歳以上の方を無作為に選んだ。また、検討委員会や交通会議を開催し、平成19年1月には実証運行に至った説明を受けました。由布市では、定期便による週2日の運行で、料金も一律200円としている。また、福祉バスとスクールバス、さらに路線バスを取り入れたスタイルをとっており、中でもスクールバスを最優先している、とのことでした。

今回の研修成果を市民重視の市政の一助になれるよう、いっそうの充実を図りたいと思います。

研修日：11月14日～15日
視察先：神奈川県横浜市、
静岡県伊東市

当委員会では、11月14日、15日の2日間にわたり、横浜市と伊東市を視察、研修しました。

横浜市では、ゴミ処理施設を見学しました。各家庭から出たゴミは、そのままでは処分に困るゴミの山ですが、分別収集を行う事により、これを資源として再利用可能な宝の山に変える事ができ、併せてゴミの減量化も図れるというものであり、いま世界的に問題となっている地球温暖化現象の緩和にも役立つものです。この事業を軌道に乗せるには、市民、行政、事業者の協力が不可欠であり、そのための経費も必要となります。しかし、時間をかけて周知し、徹底して分別収集を行う事ができれば、ゴミの山を資源に変える事の見返りは経費を大きく上回るものがある、との事でした。

当地域においても早期の実現を望みたいと思います。

伊東市では、防災システ

市民生活常任委員会 視察研修報告

【資源ゴミの分別回収及び 防災対策について】



ムを見学しました。伊東市は過去の自然災害に対する苦い経験から、庁舎の移転、新築時には防災システムにかなりの予算を計上したようです。

災害時の情報収集拠点として、市民の安心で安全な生活を守るため、当稲敷市においても防災システムの構築は必要不可欠であるとの認識を新たにしました。新庁舎建設の折には、庁舎内には非必要なシステムかと考えます。

江戸崎地方衛生 土木組合議会報告

平成19年第3回臨時会が10月12日に開催され、執行部提案2議案、議員提案1議案の3議案が上程され、それぞれ原案のとおり可決されました。議案第1号では、美浦村議会選出の林昌子議員が監査委員に選出されました。議案第2号については、平成19年度一般会計補正予算(第1号)で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ172万4千円を追加するものです。発議第1号については、議会議事規則の改正がされました。また、平成19年第2回定例会が11月30日に開催され、議長報告1件及び執行部提案2議案を上程し、それぞれ原案のとおり可決されました。報告は、閉会中に議員派遣を決定した所要事項の報告です。議案第1号は、平成18年度一般会計歳入歳出決算認定の件について、議案第2号は、平成19年度一般

会計補正予算(第2号)で、歳入歳出それぞれに201万6千円を追加するものです。一般質問については、平山議員からは、地震災害発生時のゴミ処理について、関川議員からは、周辺環境整備について行われました。定例議会終了後は、農林水産省振興局整備課から講師を招き、地域バイオマスの活用について、また交付金制度等の説明を受けました。

龍ヶ崎地方衛生組合議会報告

龍ヶ崎地方衛生組合では、平成19年第2回組合議会定例会が、10月30日に開催され、上程議案は3案件で、原案のとおり承認並びに可決されました。

議案第1号は、龍ヶ崎地方衛生組合行政財産使用料徴収条例の一部を改正する

稲敷地方広域 市町村圏事務組合報告



稲敷地方広域市町村圏事務組合では、平成19年第2回定例会が11月15日に開催され、上程議案は、条例の一部改正案件が2件、組合会計歳入歳出決算が3件、補正予算が2件の全7案件で、原案のとおり可決されました。

また、11月28日には組合議会議員による1日視察

研修が行われ、組合施設の消防署と老人ホームの現地調査を行いました。今回の研修では、各施設の管理運営状況の調査のほか、通信指令装置や梯子車など組合の保有する機能を確認しました。

今後は、地域防災の充実と福祉の向上のため、取り組んでいきたいと思ひます。

条例です。第1条中「第2

38条の4第4項」を「第238条の4第7項」に改めるものです。この案件については全会一致で可決されました。

議案第2号は平成18年度一般会計歳入歳出決算についてです。内容は、歳入総

額11億4384万6609円に対し、歳出総額11億2145万2787円で、歳入歳出差引額、2239万

3822円を平成19年度へ繰越するものです。採決に当たっては賛成多数で承認されました。

次に議案第3号、平成19年度一般会計補正予算(第1号)についてです。本案

は、人件費の補正で、この案件については全会一致で可決されました。



◆ 請願・陳情について ◆

市民の皆さまの希望や意見を、直接市政に反映させるための制度として請願と陳情があり、だれでも議会に提出することができます。

請願（陳情）書は、書面でのみ受け付けます。議会事務局までご持参してください。

紹介議員が必要なものを「請願」、ないものを「陳情」と呼び、受理した請願や審査対象となった陳情の議決結果は、提出者にそれぞれ通知します。

【請願（陳情）書の提出方法】

1. 請願（陳情）の趣旨（願意・理由）は、市議会に対して何を

求め、何をしてほしいのかできるだけ具体的に、また、簡単に

明瞭に記載してください。なお、必要に応じて図面やその他の資料を添付してください。

2. 内容の異なる2つ以上の事項を請願（陳情）する場合は、別々の請願（陳情）書としてください。

3. 請願（陳情）書には、提出年月日、請願（陳情）者の住所・氏名（法人・任意団体の場合は、その所在地・名称・代表者氏名）を記載し、押印してください。

4. 請願（陳情）者が複数の場合合には、代表者の氏名を記載し、外何名としてください。

5. 請願書には、紹介議員1名以上の署名または、記名押印が必要です。

6. 請願（陳情）書は、原則としてA4判の用紙に横書きとし、正本1部を提出してください。

※請願書・陳情書について不明な点は、議会事務局までお問い合わせください。

7. 受付は、議会事務局にて随時受理していますが、原則として毎定例会（3月・6月・9月・12月）までに提出されたものが、その定例会の取り扱いです。それ以降に提出されたものは、次の定例会に付議されます。

（表紙）
平成 年 月 日
○○○○○に関する請願（陳情）

（請願書の場合）
紹介議員
氏名

（本文）
○○○○○に関する請願（陳情）
（趣旨）

平成 年 月 日
稲敷市議会議長 様

請願者（陳情者）住所
氏名

市議会は、傍聴できます。

この12月議会では、期間中、のべ18人の市民が傍聴しました。稲敷市役所東庁舎の2階で受付ています。次回の定例会は、3月に開催されます。詳しい日程については、議会事務局までお問い合わせ下さい。

☎ 0299-78-3390（直通）

FAX 0299-78-3396

E-mail : gikai@city.inashiki.lg.jp

傍聴してみませんか!

編集後記



昨年はお店の和菓子店や、有名ブランド店等々における、食品偽装問題が相次いで発覚し、「食」に対する信頼が大きくゆらいだ一年でした。さらに政治資金の不透明さや、防衛省をめぐる「政」、「官」、「業」の癒着：まさに「偽」の一年だったと思います。「偽」を分解してみると、「人が為す」と書きまます。まさに人の心の為すところでありまます。

今年こそは、お互いが信じ合える「信」の一字、そういう年になりたいものです。

さて、「議会だより」も毎号、工夫に工夫を重ね、より読み易い紙面づくりに委員一同、努力しています。これからも市民の皆様への「知恵」を借りながら、さらに親しまれる広報紙に成る様に取り組んで参ります。

（根本記）

委員	河内喜和
副委員長	大湖金四郎
委員	根本保
委員	柳町政広
委員	平山寧
委員	関川初子
委員	伊藤均
委員	根本光治